

第7回サロベツ再生構想策定検討会の開催報告 ～『サロベツ再生構想』策定される～

豊富町において、国立公園であるサロベツ湿原及びそれに隣接する農地について、農業と湿原の共生を図るために検討を進めてきた「サロベツ再生構想策定検討会」が、平成16年9月28日、JA豊富町2階会議室において開催されました。平成14年5月から7回目の開催となり、これまでの調査検討の集大成として『サロベツ再生構想』が策定されました。

『サロベツ再生構想』の目標としては、「湿原の再生」、「農業の振興」、「地域づくり」の3本柱を掲げており、その具現化に向けた構想の内容としては、①高層湿原の乾燥化対策、②サロベツ川放水路南側湿原周辺の乾燥化対策、③農地と湿原の緩衝帯の整備、④土地条件に応じた農地の再整備、⑤環境に配慮した水路の整備、⑥泥炭採取跡地の再生、⑦ペンケ沼の埋塞対策、⑧砂丘林・長沼湿地群の流出防止対策、⑨自然とのふれあい、⑩多様な主体がアクセス出来る共通情報基盤の構築、⑪調査、モニタリング、維持管理が挙げられます。また、その構想の実現に向けて「上サロベツ自然再生協議会の設立」等の取り組み手法についても記述されております。

なお、この『サロベツ再生構想』全文は、本通信の2面から9面に掲載しておりますので、是非、お読み下さい。



◇ 第7回サロベツ再生構想策定検討会の模様

「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会」への参加者を募集します!!

上述のとおり、『サロベツ再生構想』が策定されたのを受け、平成15年1月1日に施行された「自然再生推進法」に基づき、特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク、豊富町、北海道開発局稚内開発建設部、環境省西北海道地区自然保護事務所は、これまで以上に地域住民、NPO、関係機関と連携し、地域の多様な主体の参加による合意形成を図り、上サロベツにおける湿原の保全と再生に向けた取り組みを実施して行くため、「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会」を組織することとし、その参加を広く募集することとなりました。

これに関連する記事は、本通信の10面～16面に記載しておりますので、皆さんの積極的な参加をお待ちしております。

サロベツ再生通信

5号
2004.
11.4

発行元

サロベツ再生促進協議会
事務局 豊富町農政課
TEL ○一六二一八二一一〇〇一

環境省自然環境局
西北海道地区自然保護事務所

北海道開発局 農業水産部農業調査課
稚内開発建設部農業開発課



サロベツ再生構想

北海道開発局と環境省は、平成14年5月27日にサロベツ再生構想策定検討会を設置し、主として豊富町地内において、国立公園であるサロベツ湿原及びそれに隣接する農地について、農業と湿原の共生を図るための「サロベツ再生構想」の策定に係る調査検討を実施してきた。「サロベツ再生構想」は、2年間にわたる検討内容を集大成したものである。

1. 基本理念　－湿原と農業との共生－

サロベツ地域の泥炭地は、国民の食糧確保、生活の場の確保のため、主に戦後の開拓入植を契機として開墾が始まり、泥炭地の原野は排水路の整備や暗渠排水、客土等の実施によって牧草地に造成され、酪農をこの厳寒の地に基幹産業として定着させた。現在、泥炭地を開発した牧草地では、泥炭地特有の現象である地盤の不陸沈下が発生し、農地の排水不良や排水路の機能低下が生じ、牧草生産量や農業機械の作業効率の低下が顕著になっている。また農業地域の排水は下流にあるサロベツ湿原や土地の地盤標高の影響を受け、洪水時の排水対策が大きく制約を受けるという課題を抱えている。

一方、4千年の時をかけて植物の残遺体が堆積して形成されたサロベツ泥炭地は生命ある土地とでもいいくべきで、湿原として残した泥炭地は様々なタイプの湿原域を示し、貴重、希少な野生動植物が生息するなど独特の生態系や生物多様性が高く評価される。昭和49年には利尻礼文サロベツ国立公園に指定されて保護活動が行われ、今日では湿原が地域の観光資源ともなっている。しかし、その湿原も地下水位低下による乾燥化が進み、高層湿原域にササ類が侵入するなど、様々な要因により湿原環境に変化が見られる。

現在、サロベツ地域には、泥炭地に展開する農業的利用と湿原を主とする自然公園としての保護・利用という2つの異なる土地利用状況が併存している。

この両者の間には、主に地下水を要因とする相互に影響し合う強い関係性が見られることから、それぞれが別々に対策を講じることでは個々の状況、また相互関係の改善は十分でなく、農業の振興と湿原の保全が調和を保ちながら発展してゆくために新しい対応が求められている。

このため本構想においては、豊富町地内の国立公園であるサロベツ湿原及びそれに隣接する農地を主たる対象地域とし、この地域での開発と自然保護をめぐる過去の経過も考慮し、湿原と農業との共生を基本理念として地域の農業関係者のみではなく地域住民、関係機関、専門家らがそれぞれ立場を理解し緊密に協力することにより、農地と湿原の再生とその調和を図るための保全整備の方策を検討・実施して、自然環境の再生と農業の振興、そして地域づくりを一体的に図るものとする。

2. 目標

(1) 湿原の再生

①現状と課題

サロベツ湿原はサロベツ川の流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地である。航空写真からの判読では、過去およそ半世紀の間に湿原の面積は約半分となっており、その多くが牧草地等に改変されているものの、現在でも標式的な低位、中間、高位の3つのタイプの泥炭地の分布とそれらに伴う湿原植生が他に例をみない規模で分布している。特に高層湿原は、低平地ではわが国最大のものである。そして、これらのほとんどが現在は国立公園として保護されている。

しかし、これら湿原において、湿地溝の形成など自然条件や放水路、農地排水路、道路側溝といった排水の影響から、地下水位の低下や湿原の乾燥化、地盤沈下が起き、それによりサロベツ湿原を特徴づける高層湿原植生が減少して、ササやヨシ等の侵入がみられるなど、湿原植生に変化が生じている。特に中間湿原から高層湿原域にかけてのササの生育域の拡大は顕著であり、丸山道路の南側での観測では、約20年間でササ前線が20~50m前進している箇所も見られ、また北側では、近年無数のササのパッチが発生している。この湿原域には世界最小クラスのほ乳類トウキョウトガリネズミ、日本では宗谷地方の湿原にしか生息しないコモチカナヘビが生息し、これら動物への影響も懸念される。

また、丸山周辺では泥炭採掘により約30年間で約150haの湿原が改変されている。事業者による掘削は中止され放置されているが、事業者に復元義務はなく自然の回復を図る必要がある。

サロベツ湿原や牧草地と海を隔てる砂丘林には、日本では他に例を見ない砂丘林堤間湿地・長沼湖沼群が見られ、オジロワシ、ミコアイサ、キンクロハジロ、アカエリカツブリ等のわが国では数少ない営巣地としても重要である。湿地と長沼湖沼群の水位低下・水面積減少が指摘されているものの、その実態や原因は明らかになっていない。

ペンケ沼では土砂や栄養塩類の流入が顕著であり、水面積が約70年で半減したことが確認されている。ペンケ沼はその周辺の低層湿原とともに、イトウやオオヒシクイ、タンチョウなどの生息地として評価されており、現状の保存が必要である。

埋塞の直接的原因には、流入する河川流域の拡大、流域の土地利用状況の変化等もあると考えられる。この地域は一部を除きサロベツ川も蛇行した原始の姿を見せていて、保全対象としても重要である。

②目標

サロベツ湿原は、低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と、隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、自然に蛇行するサロベツ川に、最近タンチョウの繁殖も確認された「ペンケ沼と周辺の低層湿原」地域などと合わせて、自然環境を再生することが必須の地域である。自然再生に取り組むにあたっては、これらに現存する湿原植生等の保全を図ることを最優先とする。

自然再生の目指すべき目標としては、最も重要な高層湿原においては、おおむね

国立公園指定時の昭和49年（1974年）の状況をイメージする。ただ、当時の状況は不明確であり、近年明らかに劣化・変化したと考えられる範囲に対し対策を講じることとし、また対策を講じる土地の近傍で、今も当時の質を残していると考えられる箇所を選び（標準地）、これを具体的目標として自然の再生を行う。

また、ペンケ沼と周辺の低層湿原については、ペンケ沼の埋塞が急速に進行する一方で、最近はタンチョウの飛来・繁殖、イトウの確認など、生物多様性豊かな空間が存在していることから、現況の維持を目標とする。

（2）農業の振興

①現状と課題

豊富町の農業は、農業基盤の整備と歩調をあわせて酪農経営の規模拡大が進み、今日では道北一の酪農地帯に成長した。サロベツ泥炭地に農地を所有する農家への面談調査では、大部分の農地について泥炭地の不等沈下による農地のたん水被害や地下水位の上昇による過湿被害による牧草収量の低下、農作業機械の効率低下などの不具合のため、農地等の整備を要望していることが判明した。

特に、融雪期等に農地等への冠水被害が頻発しているサロベツ川や清明川周辺においては、地域より洪水被害軽減の要望が寄せられている。

なお、全体の3分の2以上の農家は「農地整備を進めるにあたって湿原との共存を考える必要がある」という考えを示している。

一方で、洪水常襲地帯ではまず牧草の安定的な確保を望む声が強く、土地条件の差違が考え方の差違につながっていることも明らかになった。また農地整備を行うにあたっては、地域全体の生産性が向上するならば、地域の現状を踏まえ、全ての農地を均一に整備することにこだわらず、土地条件によっては整備水準に差を生じることも止むを得ないと理解する者が多いことも確認された。

②目標

開拓者の開墾の労苦から始まり、今日では厳寒地の基幹産業にまで成長した酪農を今後とも地域の基幹産業として発展させるためには、地域の土地資源を最大限に活用し、粗飼料を主体とする草地型酪農を循環型農業として実践していくことが必要である。このため地域の農地の過半を占める泥炭農地については、農家の整備要望を踏まえ、泥炭地の特性を考慮して、湿原と農業の共生を目指した農地の再整備、河川の整備により、現況農地を高生産性農地として整備する。自然と共生した農業の振興という地域の取り組みが、消費者に対して「国立公園の自然と共存するおいしくて安心な豊富牛乳、農産物」というサロベツブランド確立に繋がることを目指す。

（3）地域づくり

サロベツ地域の基幹産業は農業と観光である。このため、地域づくりについては農業の振興とともに、湿原の再生が重要課題である。それを土台とした、農業の営みから形成された農村景観と自然の営みで形成された自然景観を軸とした観光の展

開が期待される。

サロベツ湿原は年間30万人近くの利用者が訪れる国立公園の核心部であり、ここで行われる自然再生の過程に触れること等を通じて、湿原を中心とした地域の自然環境の特性やしくみについて、学び体験する場所として活用する。また、周辺に広がる農地・農村においては、開拓の歴史や農業などの人のなりわいと自然との切り離せない関わりを学び、かつ楽しむ場として活用するとともに、国民保養温泉地に指定されている豊富温泉を宿泊可能な利用拠点として活用することも重要である。

このため、国立公園や農地等に対して必要な整備を行うとともに、地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズムと地域農業を活かしたサロベツブランドの特産品の開発やルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図る。

3. 構想の内容

①高層湿原の乾燥化対策

湿原の乾燥化に伴うササの侵入対策として、サロベツ原野保全対策事業を実施しており、これを踏まえ、湿地溝や道路側溝などによる水の流出に対して対策を講じること等により湿原の地下水位の上昇を図り、ササの抑制と湿原の乾燥化抑制の可能性を追求する。

②サロベツ川放水路南側湿原周辺の乾燥化対策

地下水位の上昇と安定をもたらすために、放水路の維持管理に支障が生じないよう配慮しながら、水抜き水路の堰上げなどを行い、湿原の乾燥化を抑制する。

さらに、地下水位の変動状況と植生の変化等をモニタリングしながら植生の管理誘導を図る。

③農地と湿原の緩衝帯の整備

隣接する農地と湿原の地下水位の差異を調整するために、両者の間に緩衝帯を確保し相互の影響を緩和する。緩衝帯の構造、設置力所や規模については、農地と湿原の隣接状況、現地の土地利用、土地所有等の現状を踏まえ、関係者の合意を基本に各種工法について実地試験を進めながら、土地の特性にあったものとする。緩衝帯の土地利用については、敷料の採草、ヨシやガマ、エゾカンゾウ等の湿性植物の利活用や湿原体験のための散策等、農地と湿原の中間的な第三の土地利用を検討する。

④土地条件に応じた農地の再整備

泥炭地は、泥炭の状態や地下水位の状況など場所ごとに多様な構造特性を有しており、それぞれの場所の条件に適した農地の再整備を行う必要がある。例えば、泥炭地の形成過程において埋もれた旧河道部は、一般的に軟弱で地盤沈下しやすく、

透水性が大きく、地下水の通り道となっている可能性が高いため、排水路としての活用等が有効である。

⑤環境に配慮した水路の整備

(1) 幅広水路

排水路を幅広にし、遊水池機能、水質浄化機能等を付加することにより、牧草地の湛水被害の軽減、下流の湿原への土砂等の流入防止に有効である。

(2) 排水調整堰

農地の地盤沈下の進行は、農地と湿原の標高差を増大させるため、農地の保全のみならず湿原保全上も好ましくない。泥炭地の沈下抑制のためには地下水位の確保が重要である。このため排水調整堰を設置して排水路の水位を堰上げすることが有効である。

⑥泥炭採取跡地の再生

泥炭の産業利用のための採取跡地の多くは開放水面として残っていることから、その陸化の促進方策を講じる。また既に陸化しながら植生の導入が進まない区域については、その促進方策を講じる。

⑦ペンケ沼の埋塞対策

ペンケ沼は、上流域からの土砂流入等により埋塞が進行している。現在のペンケ沼は水生植物が豊富で、イトウ、タンチョウ、オオヒシクイの生息も認められ、サロベツ湿原生態系の中で重要な位置を占めている。この状況を持続しつづけるための対策を関係機関と連携して講じるものとする。

⑧砂丘林・長沼湿地群の流出防止対策

長沼湖沼・湿原群は、非常に優れた自然であるが、湖沼群で原因不明の水位低下が指摘されていることから、早急にその状況を把握し、原因を解明して、対策を講じるものとする。

⑨自然とのふれあい

豊富ビジターセンター及び原生花園園地（湿原探勝歩道）を丸山地区に移設する。湿原・農地・農村域を結ぶ遊歩道を関係機関の連携により整備し、地域の自然・資源を活かした環境教育、自然・農村観光への活用を図る。

⑩多様な主体がアクセス出来る共通情報基盤の構築

連携する関係機関の協力も得つつ、事業において収集したデータ等はストックし、データベースを構築し、インターネット等を活用して公開するものとする。

⑪調査、モニタリング、維持管理

自然の再生や農業の振興に関する調査、モニタリング、維持管理作業に関しては、

学識経験者、地域住民、関係機関と連携してあたるものとする。また、施設の整備に際しては、特に維持管理に対する配慮が必要である。

4. 構想の実現に向けて

①上サロベツ自然再生協議会の設立

本構想を具体化するため、学識経験者、地域住民、NPO、地方公共団体等多様な主体の参画の下、自然再生推進法に基づく「上サロベツ自然再生協議会」を設立して、さらなる検討を進める。

②調査の継続と先駆的事業の実施について

北海道開発局が農林水産省の所掌する国営土地改良事業地区調査を実施するとともに、環境省はこれまで行ってきた調査を継続しながら小規模に一部の試験的・先駆的事業を実施しつつ、その結果をフィードバックすることで、さらなる検討を進める。

③情報の公開と多様な意見の反映

サロベツ再生通信やホームページを通じた情報公開により関係者が社会的及び科学的・技術的情報を共有し透明性を確保する。多くのワークショップやワーキンググループなどにおける議論、聞き取り調査などを通じて多様な主体の意見を反映させ地域の合意形成を図るものとする。

④地域農家としての取り組み

緩衝帯の設置など用地の確保や施設の維持管理については、特定の農家のみに大きな影響が生じるおそれがある。また、排水調整堰などの水路の管理対応は、個々の農家では困難である。このため、農地整備を進めるに際しては、地域の農家全体が影響を公平に分かち合う方法を工夫するよう関係機関は努力する。

⑤自然再生への取り組みを持続的なものにする工夫

自然再生への取り組みを持続的なものとするために、自然の力を有効に利用するが、関係者の協力については、過度の負担とならず、學習的、レクリエーション的な興感を呼び起こす工夫が必要である。例えば、自然環境に配慮した地域の農産物について「サロベツ（公園）ブランド」化を図ることや農業・酪農体験とエコツーリズムとの融合を図ることなど、サロベツ再生への取り組みをあらゆる場面で「特徴ある地域づくり」に繋げるような工夫が必要である。

⑥自然再生手法について

自然再生にあたっては、十分な調査を行い、生態系の状況とその変化の要因の把握に努めつつ事業を実施する。自然再生は生態系自体が持つ復元力によるべきであり、人手を加えて補助することで大きな回復効果を生むと考えられるものについて、

十分な時間をかけて慎重に取り組む。生態系の応答は複雑で予想困難な場合が多いことから、個別の事業を小規模なものとして試行し、自然の状況をモニタリングして評価を常にフィードバックしながら順応的に進める。地域の自然資源や伝統的な手法、サロベツ原野保全対策事業の成果などを活用し、きめ細かい丁寧な手法により進めるものとする。

参考

(1) 検討会

1) 検討委員（学識経験者）

梅田 安治（農村空間研究所長） <座長>

辻井 達一（北海道環境財団理事長） <座長代理>

井上 京（北海道大学大学院農学研究科助教授）

中村 太士（北海道大学大学院農学研究科教授）

富士田裕子（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター助教授）

2) 行政機関

農林水産省（農村振興局計画部事業計画課）

北海道開発局（農業水産部農業調査課、稚内開発建設部農業開発課）

環境省（自然環境局自然環境計画課、西北海道地区自然保護事務所）

豊富町

3) 協力機関

サロベツ再生促進協議会

北海道森林管理局（指導普及課）

北海道開発局（河川計画課、留萌開発建設部治水課）

北海道（河川課、農村計画課、宗谷支庁、稚内土木現業所）

4) 事務局

北海道開発局農業水産部農業調査課及び環境省西北海道地区自然保護事務所

(2) 検討経過

第1回 平成14年5月27日 稚内合同庁舎共用会議室

- ・農林水産省の調査について
- ・環境省の調査について
- ・調査の推進体制について
- ・平成14年度の調査予定について
- ・サロベツ・シンポジウムの開催について

第2回 平成14年8月22日 稚内合同庁舎共用会議室

- ・平成14年度の調査方針について
- ・サロベツ・シンポジウムの開催について

- 第3回 平成15年2月28日 JA豊富町2階会議室
・サロベツ再生構想策定に係る調査について
- 第4回 平成15年6月30日 稚内合同庁舎共用会議室
・環境省によるサロベツ湿原での調査内容
・農業側の平成15年度の調査方針
- 第5回 平成16年2月13日 JA豊富町2階会議室
・環境省によるサロベツ湿原での調査内容
・農業側による調査内容
・調査の推進体制について
・自然再生協議会について
- 第6回 平成16年3月24日 JA豊富町2階会議室
・農業側の取り組み方針について
・サロベツ再生構想の素案について
・今後のスケジュール
- 第7回 平成16年9月28日 JA豊富町2階会議室
・サロベツ再生構想について
・自然再生協議会の設立について
・サロベツ再生構想に係る調査について

お知らせ

件名

「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」への参加者を募集します！

お知らせ内容

サロベツ湿原はサロベツ川流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地であり、豊富町地内には低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、自然に蛇行した原始の姿を見せるサロベツ川など貴重な自然環境が残されています。一方、湿原周辺は地域の基幹産業である酪農が営まれており、湿原の再生と共生した農業の振興といった取り組みが求められています。

このため、平成14年5月に「サロベツ再生構想策定検討会」を設置し、これまで農林水産省、国土交通省、環境省、地元関係団体、学識経験者及び関係機関の協働により、農業と共に存した上サロベツの自然環境の保全と再生について、調査検討を進めてきました。

これを受けこの度、平成15年1月1日に施行された「自然再生推進法」に基づき、特定非営利法人サロベツ・エコ・ネットワーク、豊富町、北海道開発局稚内開発建設部、環境省西北海道地区自然保護事務所は、これまで以上に地域住民、NPO、関係機関と連携し、地域の多様な主体の参加による合意形成を図り、上サロベツにおける湿原の保全と再生に向けた取り組みを実施して行くため、「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」を組織することとし、その参加を広く募集します。

応募資格は、別添「(仮称)上サロベツ自然再生協議会の設立について」の趣旨にご賛同を頂き、上サロベツにおいて自然再生事業、またはこれに関連する活動に継続して参加頂ける個人、団体、または法人です。

募集期間は、平成16年10月25日（月）～平成16年11月24日（水）（必着）です。募集要領及び応募用紙（別添参照）は、北海道開発局稚内開発建設部、環境省自然環境局稚内自然保護官事務所、豊富町、北海道宗谷支庁の窓口、並びに下記のホームページにおいて入手できます。

豊富町役場

<http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>

北海道開発局稚内開発建設部

<http://www.wk.hkd.mlit.go.jp/>環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所 <http://www.env.gr.jp/sarobetu/>

問合せ先

「(仮称)上サロベツ自然再生協議会」設立事務局

〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎

北海道開発局稚内開発建設部農業開発課

TEL 0162-33-1000(内線2297) FAX 0162-33-1046 E-mail kamisarobetu@hkd.mlit.go.jp

環境省自然環境局 稚内自然保護官事務所

TEL 0162-33-1100 FAX 0162-33-1101 E-mail W-HOKKAIDO@env.go.jp

●別紙1 (仮称)上サロベツ自然再生協議会の設立について

●別紙2 募集要領

●別紙3 参加応募用紙

別紙1

(仮称) 上サロベツ自然再生協議会の設立について

特定非営利活動法人 サロベツ・エコ・ネットワーク
豊富町
北海道開発局稚内開発建設部
環境省西北海道地区自然保護事務所

1. 協議会設立の趣旨

サロベツ湿原はサロベツ川流域に形成された日本における低地の代表的な泥炭地であり、豊富町地内には低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と、隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、自然に蛇行した原始の姿を見せるサロベツ川、イトウやタンチョウなどの生息地として評価される「ペンケ沼と周辺の低層湿原」など、貴重な自然環境が残されています。しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原の地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が起き、高層湿原植生が減少してササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じています。

一方、泥炭地からなる周辺農用地においても、たん水被害や過湿被害等により生産性が著しく低下しており、これらに対応した整備が必要となっています。

このため、農業と共に存した自然環境の保全と再生を目指すことを目標に、「サロベツ再生構想策定検討会」を設置し、地元関係団体、学識経験者及び関係機関の協働により、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、調査検討を進めてきたところです。

平成15年1月に自然再生推進法が施行され、同年4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより豊富町地内のサロベツ湿原とその周辺（以下「上サロベツ」という）における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなり、この度、以下のような自然再生事業を効果的に実施するため（仮称）上サロベツ自然再生協議会を設置し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と実施事業をこれまで以上に進めたいと考えています。

2. 上サロベツ自然再生事業の目的

現在、上サロベツには、泥炭地に展開する農業的利用と湿原を主とする自然公園としての保護・利用という2つの異なる土地利用状況が併存しており、農業の振興と湿原の保全が調和を保ちながら発展してゆくための新しい対応が求められています。

上サロベツ自然再生事業では、この地域での開発と自然保護をめぐる過去の経過も考慮し、湿原と農業との共生を基本理念として地域の農業関係者だけではなく地域住民、関係機関、専門家らがそれぞれ立場を理解し緊密に協力することにより、自然環境の再生と農業の振興、そして地域づくりを一体的に図ることを目指します。

3. 事業の内容

上サロベツにおける自然再生は、豊富町地内の国立公園であるサロベツ湿原を保全対象とし、それに隣接する農地等を含め取り組み範囲として考えています。また、事業の内容については、今後、自然再生推進法に基づき、協議会において検討されることとなります。これまで地元関係団体、学識経験者及び関係機関により検討された「サロベツ再生構想」を参考に、現在、以下の項目を想定しています。なお、項目別に取り組もうとする実施者は別表のとおりです。

- ① 湿原の乾燥化対策
- ② 湿原・湖沼への土砂流入対策
- ③ 泥炭採取跡地等の修復
- ④ 湖沼の水位低下対策
- ⑤ 地域の自然・資源の活用及び情報発信

4. 協議会の役割

協議会では、上サロベツにおける自然再生事業を推進するため、以下の事項を行います。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

5. 協議会の構成

協議会は、上サロベツにおいて自然再生に関わる以下の方々によって構成されます。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等その他の(1)の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- (3) 関係地方公共団体及び関係行政機関

6. 協議会への参加案内

自然再生基本方針(平成15年4月1日閣議決定)に基づき、自然再生事業の実施者は、地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保することが求められています。この趣旨に基づき、今般、協議会への参加者を別紙募集要領のとおり広く呼び掛けることとしました。

募集期間は平成16年10月25日(月)～11月24日(水)です。

農業と共存した自然の再生を進め、こどもたちにこの素晴らしい自然を残すため、皆さんの理解と協力を願いいたします。

7. その他

- (1) 今後のスケジュール

11月24日：募集締め切り

12月：第1回協議会を開催予定（豊富町内を予定）

- ・協議会規約等

- ・全体構想案の検討

(2) 上サロベツの自然再生事業に関する詳しい情報源

- ・北海道開発局稚内開発建設部 <http://www.wk.hkd.mlit.go.jp/>

- ・環境省サロベツ自然再生事業 <http://www.env.gr.jp/sarobetsu/>

別表

上サロベツ地域における自然再生の事業内容とその実施者（予定）

項目	実施者
① 湿原の乾燥化対策	環境省西北海道地区自然保護事務所
② 湿原・湖沼への土砂流入対策	NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク 豊富町 北海道開発局稚内開発建設部 環境省西北海道地区自然保護事務所
③ 泥炭採取跡地等の修復	環境省西北海道地区自然保護事務所
④ 湖沼の水位低下対策	環境省西北海道地区自然保護事務所
⑤ 地域の自然・資源の活用及び情報発信	NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク 豊富町 環境省西北海道地区自然保護事務所

別紙2

(仮称) 上サロベツ自然再生協議会
募 集 要 領

1 楽旨

北海道開発局、環境省、地元関係団体は、豊富町及び学識経験者等からなる「サロベツ再生構想策定検討会」により「サロベツ再生構想」が策定されたことを受け、上サロベツ自然再生の取り組みを、地域の多様な方々の参加と協力を頂きながら進めるため、(仮称) 上サロベツ自然再生協議会（以下、「協議会」という。）を組織することとしました。この度、協議会へ参加し上サロベツの自然環境の保全と再生の活動に協力頂ける方々を広く募集いたします。

2 協議会の役割

上サロベツにおける自然環境の保全と再生の取り組みを推進するため、以下の事項を行います。

- ① 自然再生全体構想の作成
- ② 自然再生事業実施計画案の協議
- ③ 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ④ その他必要な事項の協議

3 協議会の構成

協議会は、上サロベツにおいて自然再生に関わる以下の方々によって構成されます。

- ・自然再生事業を実施しようとする者
- ・自然再生事業またはこれに関連する活動に参加しようとする者
(地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等)
- ・関係地方公共団体及び関係行政機関

4 応募資格

別紙「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会の設立について」の趣旨にご賛同を頂き、上サロベツにおいて自然再生事業またはこれに関連する活動に継続して参加しようとする個人、団体、または法人。

5 応募方法

応募用紙に全ての必要事項を記入の上、郵送、FAX または電子メールで応募して下さい。

6 募集期限

平成16年11月24日（水）必着

7 留意事項

- ・協議会の参加にあたって必要となる交通費等は、応募された方々の負担とさせて頂きます。
- ・必要事項が記載されていない場合や「上サロベツの自然再生に向けて活動しようとする内容」によっては、参加して頂けない場合もあります。

8 送付先、問合せ先

「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会」設立事務局

【所在地】〒097-8527 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎

北海道開発局稚内開発建設部農業開発課 環境省自然環境局稚内自然保護官事務所

【TEL】0162-33-1000(内線2297) 【TEL】0162-33-1100

【FAX】0162-33-1046

【FAX】0162-33-1101

【電子メール】kamisarobetu@hkd.mlit.go.jp

【電子メール】W-HOKKAIDO@env.go.jp

別紙3「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会」設立事務局 行「(仮称) 上サロベツ自然再生協議会」参加応募用紙

1. 団体名、法人名	2. 所在地

※1. 及び2. は個人の方は記入不需要です。

3. 氏名 (団体、法人の場合は代表者名及び役職を記入)	4. 年齢	5. 電話・FAX
	歳	(TEL) (FAX)
6. 住 所	7. 電子メールアドレス (お持ちの方) (e-mail)	

8. 応募の動機

9. 以下のうち、参加して頂ける項目に○印を記入願います。		
湿原の乾燥化対策	湖沼の水位低下対策	
湿原・湖沼への土砂流入対策	地域の自然・資源の活用及び情報発信	
泥炭採取跡地等の修復		

10. 項目9について活動しようとする内容。

11. 自然環境保全に関する活動を既にされている場合は、その内容をご紹介下さい。

※活動を紹介されているパンフレット等がございましたら、本参加申込書に添付願います。

第1回協議会は12月に開催予定です。協議会開催の詳しい日程については、追ってご案内させて頂きます。

応募締切り 平成16年11月24日(水) 必着